

指定管理者選定に係る「行政の福祉化」の配点基準の見直し

【府施策との整合に係る配点見直し】

現行基準		
評価方針	評価項目	点数
その他管理に際して必要な事項	○府施策との整合 ・ 行政の福祉化 (5点) a 就職困難層への雇用・就労支援 (2点) b 障がい者の実雇用率 (1点) c 知的障がい者の清掃現場就業状況 (2点) ・環境問題への取組み (2点) ・府・公益事業協力等 (1点) ・府民、NPOとの協働 (2点)	10点

改正後		
評価方針	評価項目	点数
その他管理に際して必要な事項	○府施策との整合 ・ 行政の福祉化 (6点) a 就職困難層への雇用・就労支援 (2点) b 障がい者の実雇用率 (1点) c 知的障がい者等の現場就業状況 (3点) ・環境問題への取組み (2点) ・府・公益事業協力等 (1点) ・府民、NPOとの協働 (1点)	10点

【行政の福祉化に係る配点内訳】

現行基準	
・行政の福祉化 (5点) a 就職困難層への雇用・就労支援 (2点) ※ 配点の内訳は、下記のとおりとする。	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域就労支援センター ・障害者就業・生活支援センター ・大阪府母子家庭就業・自立支援センター ・ホームレス自立支援センター ・地域若者サポートステーション ※ ・生活困窮者自立支援機関 ・大阪ホームレス就業支援センター のいずれかの活用による就職困難者の雇用を評価する。 ※ただし、地域若者サポートステーションの利用者については、1年以上未就業の状態にあり、地域若者サポートステーションが推薦する者を対象とする。 ・(一社)大阪人材雇用開発人権センター(C-STEP)への加入の有無	雇用者1名+C-STEP 加入 ⇒1点 雇用者2名 ⇒1点 雇用者2名+C-STEP 加入 ⇒2点 雇用者3名以上 ⇒2点 (以上、2点を上限)
b 障がい者の実雇用率 (1点)	

改正後	
・行政の福祉化 (6点) a 就職困難層への雇用・就労支援 (2点) ※ 配点の内訳は、下記のとおりとする。	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域就労支援センター ・障害者就業・生活支援センター ・大阪府母子家庭就業・自立支援センター ・ホームレス自立支援センター ・地域若者サポートステーション ※ ・生活困窮者自立支援機関 ・大阪ホームレス就業支援センター ・大阪保護観察所長による雇用証明書の提出 により就職困難者の雇用を評価する。 ※ただし、地域若者サポートステーションの利用者については、1年以上未就業の状態にあり、地域若者サポートステーションが推薦する者を対象とする。 ・(一社)大阪人材雇用開発人権センター(C-STEP)加入又は障がい者サポートカンパニー登録の有無	雇用者1名+C-STEP 加入又は障がい者サポートカンパニー登録 ⇒1点 雇用者2名 ⇒1点 雇用者2名+C-STEP 加入又は障がい者サポートカンパニー登録 ⇒2点 雇用者3名以上 ⇒2点 (以上、2点を上限)
b 障がい者の実雇用率 (1点) <変更なし>	

c 知的障がい者の清掃現場就業状況 (2点)

c 知的障がい者等の現場就業状況 (3点)

※「知的障がい者等」とは、知的障がい者及び精神障がい者をいう。

※配点の内訳は、下記のとおりとする。

ア 現に就業中の知的障がい者等の雇用を継続する場合 1点

イ アに加え、新たに知的障がい者等を雇用する場合 1点

ウ 職場環境整備等支援組織を活用し、知的障がい者等の職場定着等を支援する場合 1点

※具体的内容は別紙のとおり

「ウ 職場環境整備等支援組織を活用し、知的障がい者等の職場定着等を支援する場合」
の提案内容について

職場環境整備等支援組織を活用する以下の内容を提案した場合に加点対象とする。

なお、最優先交渉権者(指定管理候補者)となった時点から、職場環境整備等支援組織を活用して、雇用に向けた調整を始めること。

実施状況については、指定管理者のモニタリング時に報告書の提出を求めるとともに、職場環境整備等支援組織のモニタリングでも確認することで整合性を図る。

□職場環境整備等支援組織を活用する次の内容について提案を求める

(1) 職場のアセスメント

雇用現場の確認(雇用環境や支援体制等)、職務分析、担当業務の切出し及び組立て

(2) ジョブマッチング(新規雇用提案の場合)

採用スケジュール、雇用前実習の実施、受入環境の整備等

(3) 定着支援

職場に慣れるまでの間の支援、支援機関(送出し機関)との連携方策、一定期間経過後の支援、課題発生時の対応、支援員の配置等